

石巻市魚町水産加工共同排水処理施設について

1 経過

- ・排水処理施設（日処理量 3,000 m³）については、昭和 50 年度に石巻市が「公の施設」として設置し、公社に管理を委託。（使用料は、市の特別会計に納入）
- ・水産加工団地の排水処理を共同処理方式とするため「社団法人石巻市水産加工排水処理公社」を昭和 50 年 6 月 21 日に設立。（市産業部長が理事に就任している。）
- ・水産加工場が増加し、施設の処理能力が不足したことから、料金を収入する公社が事業主体となり、施設を増設、都合 6,000 m³の処理施設となる。
- ・以上から、施設管理が市と公社に二元化され、使用料や加入手続き等の事務に混乱を招いたため、国、県と協議し、市の施設を公社に貸し付けることとした。
- ・貸付に当たり、公の施設の設置条例を廃止、普通財産として有償貸付、賃貸料収入を起債の償還に充当した。

2 東日本大震災に伴う施設復旧の経緯

- ・水産加工業の早期復興のため、当面の処理として、公社が事業主体となり、水産庁補助事業で応急復旧を実施した。
- ・本格的な復旧工事については、災害復旧事業が適用不可（公社管理分が適用除外）であったため、水産庁との協議により、市が一体的に整備することを条件とした「水産業共同利用施設復旧緊急支援事業」により実施することとし、以後、排水処理を稼働しながら復旧工事を行い、平成 28 年度末に完成する運びとなった。
- ・市が一体的に整備した結果、従前の「貸し付け」が補助金適正化法に抵触することとなり、必然的に「公の施設」として管理することになった。

（公社の所有する施設は、ほとんど除却処分しており、曝気槽の躯体等の一部となったため、平成 28 年度中に権利関係を整理し、施設のすべてを市の所有とする。）

- ・以上から、当該施設を「公の施設として設置する条例」を制定し、併せて「指定管理者」による管理を適用するもの。

3 指定管理の概要

- （1）指定管理料 ： 利用料収入で充足するため、新たな財政負担は生じない。
- （2）剰余金の還元 ： 剰余金が生じた場合は、公益社団法人の「出資配当」や「内部積立て」等に制約があることから、設備のメンテナンス及び更新等に充当することとしたい。